

障害者（児）自立生活訓練事業の 登録事業者募集について

「堺市障害者（児）自立生活訓練事業実施要綱」（別紙１）により自活訓練事業を実施するにあたり、「堺市障害者（児）自立生活訓練事業登録業者に関する基準」（別紙２）に基づき登録業者を募集します。

1. 事業の目的

本事業は、地域で自立して生活をしていくことを希望する障害者（児）に適切な日常生活訓練の機会を提供することにより、障害者（児）の自立生活に必要な力及び自立意欲を高め、もって障害者（児）の地域での自立生活及び地域移行を促進することを目的とします。

2. 応募資格

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第３６条第１項、第５１条の１第１項又は第５１条の２第１項の規定により指定した指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者であって、障害福祉サービス等事業を行うもの（以下「事業者」という。）であり、かつ以下の運営指針を実施できること。

- (1) 障害者（児）の自立生活に必要な力及び自立意欲を高め、もって障害者（児）の地域での自立生活及び地域移行を促進するために関係機関と連携すること。
- (2) 自活訓練事業の実施に当たっては、説明会等の周知を積極的に行い、ニーズの発見及び利用促進等に努めること。
- (3) 地域における障害者（児）の在宅生活に関して豊富な経験及び知識を有し、並びに個々の障害者（児）の状況を的確に把握し、かつ、障害者（児）に適切な情報提供及び支援ができる能力を有するとともに、自活訓練事業を実施するために必要な人材を有していること。
- (4) 自活訓練事業を的確に運営し、実施することができる事務局が設置され、適正な団体の活動が実施されていること。

3. 業務概要

- (1) 業務内容 「仕様書（案）」（別紙３）を参照。
- (2) 履行期間 契約締結日から令和５年３月３１日まで
- (3) 委託単価 利用者１人１日あたり１０，１００円（税込）
（なお、委託単価については、年度ごとに見直しを行います。）
- (4) 契約金の支払い １日２人を上限とし、１人１日あたり１０，１００円に訓練実施日数を乗じて算出した金額を毎月請求するものとする。
ただし、訓練実施日数は、１事業者（法人）につき年間３６日を上限とする。
- (5) 業務手順 堺市障害者（児）自立生活訓練事業手順表（別紙４）を参照。

4. 登録申請について

※（堺市障害者（児））自立生活訓練事業 登録から契約の流れ（別紙5）参照。

(1) 申請場所

障害施策推進課に提出してください。（郵送可）

(2) 申請書類

- ①堺市障害者（児）自立生活訓練事業者登録申請書（様式第1号）
- ②実施場所計画書（様式第2号）
- ③運営体制計画書（様式第3号）
- ④利用者負担計画書（様式第4号）
- ⑤障害福祉サービス等事業の指定書の写し（代表的な事業1箇所のみ）

(3) 決定について

障害施策推進課において審査の上、申請から2週間を目途に登録の可否について通知します。

(4) その他

- ①登録の有効期間は、年度単位（4月1日から翌年3月31日まで）とし、2年度とします。
ただし、年度途中から登録することができます。
- ②更新申請しなければ、その効力を失う。登録を更新する場合は、有効期間満了日の30日前までに、規定の申請書類を提出すること。
- ③登録事業者数に上限はありません。

5. 契約の締結について

令和4年度中に、訓練事業の利用者が見込める5事業者と契約を締結します。

6. 応募書類の配付

令和4年4月から令和5年2月末まで、堺市ホームページからダウンロードする。

堺市ホームページ：https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogai_fukushi/jigyousya/jikatukunnren.html

7. 問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階

堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 企画相談係

電話番号 072-228-7818

FAX 072-228-8918

e-mail shosui@city.sakai.lg.jp